

当薬局について①

当薬局は厚生労働大臣が定める基準による 調剤を行っている保険薬局です

薬剤師が医療保険制度に基づき調剤・一般薬の販売を行っています

2025.6月

調剤基本料 2	・・・	29点
---------	-----	-----

〈調剤基本料の加算〉 基準に適合する薬局のため表記の加算を算定しています

連携強化加算	・・・	5点
--------	-----	----

- ・ 第二種指定医療機関の指定
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売
- ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知
- ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有
- ・ 災害の被災状況に応じた研修または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施
- ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応

後発医薬品調剤体制加算 3	・・・	30点
---------------	-----	-----

- ・ 後発医薬品の調剤数量が90%以上

在宅薬学総合体制加算 1	・・・	15点（在宅利用者のみ）
--------------	-----	--------------

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制及び周知
- ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得
- ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年24回以上）

医療情報取得加算	・・・	1点（12月に1回）
----------	-----	------------

- ・ オンライン資格確認及び必要な診療情報の取得・活用を行う体制

医療DX推進体制整備加算1	・・・	10点（月1回）
---------------	-----	----------

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療DX推進の体制に関する掲示
- ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

当 薬 局 に つ い て ②

労災保険指定薬局

生活保護指定薬局

どちらの保険医療機関の
処方箋でも受付できます

約800品目の医薬品を
備蓄しております

在庫がないお薬は
取り寄せて調剤いたします

ジェネリック医薬品を
希望される方はご相談ください

〈取り扱い指定公費〉

国指定

- ・ 結核医療費助成制度
- ・ 自立支援医療費助成制度(精神通院医療)
- ・ 被爆者に対する医療費助成制度(一般疾病医療)
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度
- ・ 難病等医療費助成制度

東京都医療費助成制度

- ・ 難病等医療費助成制度
- ・ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度
- ・ 被爆者の子に対する医療費助成制度
- ・ 大気汚染医療費助成制度
- ・ 小児精神病医療費助成制度
- ・ 結核医療費助成制度(一般医療)(東京都単独助成分)
- ・ 自立支援医療費助成制度(精神通院医療)(東京都単独助成分)
- ・ ひとり親家庭等医療費助成制度
- ・ 乳幼児医療・義務教育就学時医療費助成制度
- ・ 高校生等医療費助成制度

アイ調剤薬局

お 知 ら せ

〈調剤管理料について〉

- ・患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています
- ・必要に応じて医師に処方内容の提案を行います

〈服薬管理指導料について〉

- ・お薬を安全に安心してご利用いただくために、薬剤服用歴を活用しております
- ・薬剤服用歴に基づきお薬の服用に関してご説明いたします
- ・調剤したお薬、市販薬について薬の飲み合わせを説明し薬剤服用歴に記載します
 - ＊お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します
 - 疑問、質問等ございましたら薬剤師にご相談ください

〈明細書の発行について〉

- ・患者様への情報提供として、領収証とともに調剤報酬の算定項目がわかる明細書をお渡ししております
- ・明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出ください

〈領収証について〉

- ・原則として領収証の再発行はいたしません、大切に保管をお願いします
- ・なお、確定申告等で証明が必要な場合は「医療費自己負担証明書」を1部200円で発行しております

〈容器代について〉

- ・詰め替えが必要な水剤や軟膏をお渡しする際、使用量に応じた所定の容器代を保険外でご請求させていただきます

〈在宅について〉

- ・処方箋による医師の指示にしたがい、ご自宅で療養されている患者様のお宅を訪問して服薬指導を行います

かかりつけ薬剤師指導料について

専任の薬剤師を決めていただくことで 「かかりつけ薬剤師」として毎回ご担当いたします

薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務かつ
薬剤師認定制度認証機構の研修を受け、研修認定を取得している者が担当します

＊同意書へのご署名が必要です

＊不在時は連携薬剤師（所定点数）、または他の薬剤師（かかりつけ点数算定なし）が承ります

かかりつけ薬剤師の料金（2024.6）		自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
かかりつけ薬剤師指導料	76点 (加算金額)	約80円 20円～40円	約150円 40円～60円	約230円 60円～100円
連携薬剤師（服薬管理指導料の特例）	59点	約60円	約120円	約180円
かかりつけ薬剤師包括管理料 ＊医療機関にて該当する診療料の算定を受けている方	291点	約290円	約580円	約870円
かかりつけ薬剤師を持たない、または対応できない場合（服薬管理指導料）	45点 (3ヶ月以内手帳あり)	約50円	約90円	約140円
	59点(手帳なし)	約60円	約120円	約180円

薬の情報の一元的・継続的な把握ができます

- ・当薬局以外でもらった薬がありましたら、その内容をお申し出ください
- ・特別な場合を除き、原則として、処方箋は当薬局にお持ちください
- ・他の医療機関をご利用時には、「かかりつけ薬剤師」を決めていることをお伝えください

処方医との連携、調剤後も対応

- ・お薬を使用して、何か気になることがありましたらお申し出ください
医師へ連絡するなど適切に対応します
- ・薬の使用状況の確認が必要な場合や、重要な情報を入手した際には、当薬局からご連絡します

残薬の整理

- ・使用せずに残った薬や使用方法がわからなくて困っている薬がある場合は、お気軽に当薬局へお持ちください、内容を確認し整理します

お薬のことでお困りの時は、かかりつけ薬剤師にご相談ください

当薬局の行っている在宅患者訪問薬剤管理指導料について

在宅で療養中の患者様のうち、通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問し
薬剤服薬の指導、及び管理のお手伝いをさせていただくことができます

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです
ご希望される場合はお申し出下さい（担当医師の了解と指示等が必要です）

2024.6月

・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導料（原則月4回まで）

①単一建物診療患者1人	650点／回
②単一建物診療患者2～9人	320点／回
③単一建物診療患者10人以上	290点／回
④在宅患者オンライン薬剤管理指導料	59点／回

【加算】

麻薬管理指導加算	100点（オンライン 22点）
乳幼児加算	100点（オンライン 12点）

・在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に関する事項（合わせて月4回）

① 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変	500点／回
② ①以外	200点／回
③在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	59点／回

【加算】

麻薬管理指導加算	100点（オンライン 22点）
乳幼児加算	100点（オンライン 12点）

点数は全て1点＝10円です

計算例：10点＝100円（3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担）

管理薬剤師：藤田 智子

東京都江戸川西葛西3-19-2

TEL：03-5674-1336 FAX：03-3680-2424

アイ調剤薬局

当薬局の行っている居宅療養管理指導について

介護保険をご利用中の皆様へ 当薬局の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです

2024.6月

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月曜日～金曜日 9:00～18:30

土曜日 9:00～18:00

日曜日・祝日 休み

※なお緊急時は記載の限りではありません

3. 利用料金

1割負担の方

単一建物居住者が1人	518円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回
情報通信機器を用いた場合	46円/月1回

2割負担の方

単一建物居住者が1人	1,036円/回
単一建物居住者が2～9人	758円/回
単一建物居住者が10人以上	684円/回
情報通信機器を用いた場合	92円/月1回

※麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に、1割負担の方は100円、2割負担の方は200円が加算されます

※離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に15%が加算されます

※中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に10%が加算されます

※離島や中山間地域等に居住する方へのサービスの提供に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に5%が加算されます

東京都知事指定介護保険事業所
番号 第1342356418号

アイ調剤薬局